

佐世保市監査委員公表第24号

定期監査に係る措置について

定期監査の結果について措置を講じた旨の通知があったので、佐世保市監査委員監査基準第18条第1項の規定により、別紙のとおり公表します。

農業委員会事務局 分

令和8年10月13日

佐世保市監査委員	宮	崎	祐	輔
佐世保市監査委員	赤	瀬	隆	彦
佐世保市監査委員	井	上	友	子

8農委第574号

令和8年10月1日

佐世保市監査委員 宮崎 祐輔 様

佐世保市監査委員 赤瀬 隆彦 様

佐世保市監査委員 井上 友子 様

佐世保市農業委員会会長 赤木 行秀



監査結果に対する措置について（通知）

令和8年7月17日付、佐世保市監査委員報告第9号で提出された監査結果報告について、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

以 上

佐世保市監査事務局
令和8年10月2日
第 号

措置通知書

農業委員會事務局

報告を受けた事項	措置状況
1. 収入事務	
① 雑入の調定において、佐世保市農業委員会処務規程第7条第1項に規定されている局長の専決事項に該当しないにもかかわらず、局長決裁としているものがあった。	佐世保市農業委員会処務規程の解釈の誤りにより、情報公開に係る費用のうち、電磁的記録に複写したもの及びその郵送料について、専決者を誤って決裁処理を行ったものです。 実地監査時に本件事案について報告を受けた後に、令和8年4月14日会長決裁を受けました。 農業委員会内の専決区分を定めている上記規程については、専決者の判断に疑義を生じるものがあったため、総務課と協議を行い、農業委員会局長の専決事項について、佐世保市事務処理規程に定められた部長専決事項及び課長専決事項の規定を準用する形での改正を行うこととしています。
2. 支出事務	
① 旅費（概算払）において、佐世保市財務規則第118条第2項で「概算払を受けた者は、その用件終了後7日以内に精算書により…会計管理者に提出しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、精算が遅れているものがあった。	指摘の旅費精算については、局内決裁は規則の規定期間内に終了していたものの、会計管理室の審査日が規定期間を1日超過していたものとなります。 局内決裁後、即日会計管理室へ回送する運用としていますが、同精算書については回送が遅れたものと推察されます。 今回指摘の旅費については、非常勤職である農業委員会会長の出張に係る支出であり、精算に必要な領収書等の入手に時間を要するものではありませんが、今後は事務に遺漏が生じないように、支出伝票起票時に精算期限日を起案者と決裁者で確認し、課内スケジュール登録を行う運用としました。